

令和7年9月16日



中川運河沿岸用地へのにぎわい誘導を推進する新たな方策をスタート！！

中川運河沿岸用地へのにぎわい施設の誘導の更なる促進を図るため、本組合と名古屋市が連携し、新たな方策を策定しました。

にぎわい施設を誘導する土地の貸付要件の緩和・にぎわい転貸制度の創設により、事業者が進出しやすい環境を整備しましたので、お知らせいたします。

1. 新たな方策について

(1) にぎわい施設を誘導する土地の貸付要件の緩和（別紙1参照）

① 小規模敷地への立地が可能

にぎわい施設を誘導する土地の面積要件（2,000㎡以上）の撤廃により、小規模な敷地において立地が可能になります。

② 立地可能業種の拡充

従来の飲食店、小売店等に加え、新たに宿泊施設等の立地が可能になります。

(2) にぎわい転貸制度の創設（別紙1参照）

③ 既存倉庫を活用した事業転換が可能

にぎわいゾーン（別紙2参照）において、更地へのにぎわい施設の誘導に加え、既存倉庫を活用したにぎわい事業への転換が可能となります。

④ 賃料補助制度の創設

既存倉庫を活用するにぎわい事業者を対象に、名古屋市が賃料補助制度を創設します。

(既存倉庫の活用イメージ)



運河沿いの一般的な倉庫

活用



水辺との一体的な飲食施設



交流スペースのある商業施設

2. 中川運河の目指す姿について

中川運河は、魅力ある水辺空間の形成を目指し、市民や名古屋を訪れる観光客が水辺を楽しめるよう、沿岸用地に、カフェやレストラン、マルシェ等の商業施設など、にぎわい施設の誘導を行い、憩い・にぎわいのある空間の創出に向けて、本組合と名古屋市の連携により、取組を進めております。



人々が集い、交流が生まれる魅力ある水辺空間

3. 今回の取組の位置づけ

「うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河」への再生を目指すため、本組合と名古屋市にて「中川運河再生計画」を策定しております。

その一環として、本組合では、「中川運河再生計画に基づく沿岸用地の土地貸付けに関するガイドライン」に基づき、これまで4件のにぎわい施設の誘導を実施してきました。

今回、にぎわい施設の誘導を更に推進するため、新たな方策を実施できるよう、令和7年9月16日（火）付で同ガイドラインを改定しました。

（本組合によるにぎわい誘導の例）



バーミキュラビレッジ



珈琲元年

【お問合せ先】

建設部 開発課

金城・中川・南5区担当 宮木、鈴木

電話 052-654-7978

新たな方策の概要 (策定日：令和7年9月16日)

〇にぎわい施設を誘導する土地の貸付要件の緩和

(対象エリア) にぎわいゾーン・レクリエーションゾーン・橋詰周辺

① 小規模な敷地への立地が可能

にぎわい施設を誘導する土地の面積要件(2,000㎡以上)の撤廃により、小規模な敷地において立地が可能になります。

② 立地可能業種の拡充

従来の飲食店、小売店等に加え、新たに宿泊施設等の立地が可能になります。

(従来より立地可能な業種)

- ・飲食店、小売業等を含む商業施設
- ・文化・芸術施設

(追加される立地可能業種)

- ・宿泊施設・スポーツ施設・交流施設
- ・その他にぎわい創出の推進に資する施設

〇にぎわい転貸制度の創設

(対象エリア) にぎわいゾーン

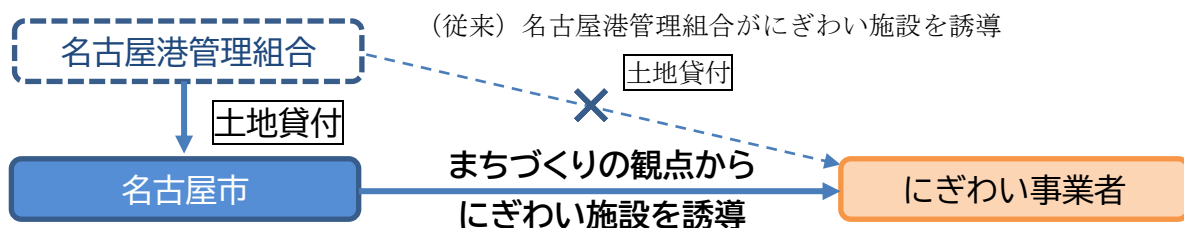
③ 既存倉庫を活用した事業転換が可能

まちづくりの観点から、名古屋市が、事業者に土地の貸付けを行います。更地へのにぎわい施設の誘導に加え、既存倉庫を活用したにぎわい事業への転換が可能となります。

④ 賃料補助制度の創設

既存倉庫を活用するにぎわい事業者を対象に、名古屋市が賃料補助制度を創設します。

(貸付イメージ)



既存倉庫を活用した にぎわい事業への転換 が可能

※名古屋市により、事業開始から 最大10年間 沿岸用地貸付賃料の一部を補助



活用



対象エリア図

